地域県土警察常任委員会資料

（令和７年４月２１日）

［件名］

■　新たな災害対応態勢の運用開始について

（危機対策・情報課）…　２

■　弾道ミサイルを想定した住民避難訓練について

（危機対策・情報課）…　３

■　島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第３６報）

（原子力安全対策課）…　４

■　一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

（危機対策・情報課）…　１０

危　機　管　理　部

新たな災害対応態勢の運用開始について

令和７年４月２１日
危機対策・情報課

能登半島地震の教訓を踏まえて整備した災害オペレーション室及び広島県と共同で構築した総合防災情報システムについて、令和７年４月１日より運用を開始しました。

１　災害オペレーション室

（１）名称　鳥取県災害オペレーション室（略称 TDOC：Tottori Disaster Operation Center）
（２）場所　県庁第２庁舎４階
（３）特徴　第２２会議室、第３３会議室、第３４会議室の合計約５００平方メートルを可動壁化及びＯＡフロア化。大規模災害時には、２００人程度の規模でオペレーションを行う想定。
（４）利用者想定（災害時）
・鳥取県災害対策本部事務局
・保健医療福祉統合本部
・政府機関（現地政府対策本部）
・実動機関（自衛隊、消防、警察等）
・関係機関（通信・電力・交通等）
（５）効果　関係機関との連携強化、情報共有の迅速化
（６）運用開始式
日時：４月１日（火）１４：５０～１５：００
場所：県庁第２庁舎４階エレベーターホール

運用開始式（看板除幕）

災害オペレーション室（22 会議室）

２　総合防災情報システム

（１）概要・特徴
・災害情報を実動組織も含めてリアルタイムに共有し、災害対応の効率化と迅速化を目指す。
・気象情報や被害情報等、各種情報を集約し、地図上で重ね合わせることで概況を視覚的に把握できる。
・集約した情報を時系列的または事案毎に整理でき、事案毎の対応状況を共有可能。
・被害報や各種情報の自動集計及び帳票出力が可能。
・鳥取、広島の両県で情報を共有し、県をまたがる災害対応や広域応援に活用できる。
（２）利用者想定（災害時）
県、市町村、陸上自衛隊（調整中）、警察本部、各消防局　など
（３）効果　迅速な意思決定を支援し、住民の早期避難や迅速な救助活動の実施を促進する。
（４）運用開始式
日時：４月１日（火）１５：００～１５：３０
場所：鳥取県庁災害オペレーション室（第２庁舎４階）
※広島県庁とＷｅｂ会議により接続。

運用開始式（広島県知事との Web 会議）

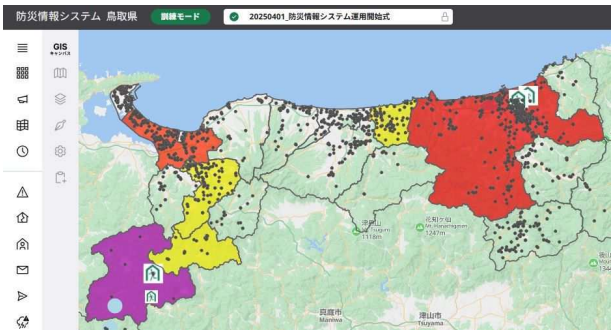

総合防災情報システム（電子地図画面）

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練について

令和７年４月２１日
危機対策・情報課

近年、北朝鮮によるミサイル発射が頻発し、他県において弾道ミサイル発射に伴う全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の伝達事案が発生している中、県民の皆さまにＪアラートが発令された際に取るべき行動を身につけていただくため、令和５年度から実施している「弾道ミサイルを想定した避難訓練」について、令和６年度中に県内１０か所で実施しました。（令和７年度も継続実施予定）

１　訓練目的

弾道ミサイル発射に伴うＪアラート情報が発表された際に取るべき避難行動について、研修と実践を通じた訓練により、県民の理解を深める。併せて、本訓練を通じて県民への弾道ミサイルについての注意喚起を図る。

※弾道ミサイル発射に伴うＪアラート情報発表時に取るべき避難行動

屋外にいる場合：近くの建物の中、又は地下に避難。建物がなければ、物陰に身を隠し、頭部を守る。
屋内にいる場合：爆風の被害を避けるため、窓のない部屋に避難し(できるだけ窓から離れて)頭部を守る。

２　訓練実施状況

県内１０か所で実施。訓練参加人数延べ約４３０人。

No.	実施日	実施場所	参加人数
1	Ｒ 6. 9. 1(日)	アイエム電子鳥取砂丘こどもの国【鳥取市】	約90人
2	Ｒ 6.12.26(木)	大山町役場【大山町】	約60人
3	Ｒ 7. 1.23(木)	若桜学園【若桜町】	約20人
4	Ｒ 7. 2. 4(火)	米子市役所【米子市】	約30人
5	Ｒ 7. 2.23(日)	三朝町文化ホール【三朝町】	約80人
6	Ｒ 7. 2.25(火)	江府町役場【江府町】	約30人
7	Ｒ 7. 2.28(金)	八東保育所【八頭町】	約30人
8	Ｒ 7. 3. 5(水)	境夢みなとターミナル【境港市】	約10人
9	Ｒ 7. 3. 9(日)	三徳地区多目的研修施設【三朝町】	約70人
10	Ｒ 7. 3.19(水)	ヴィレステひえづ【日吉津村】	約10人

３　訓練内容

・クイズを交えた「ミサイルが発射された際の避難行動」の説明（園児、児童、学生対象）
・国民保護制度の説明（座学）（市町村職員対象）
・ミサイル発射時の避難行動の講習（市町村職員、自主防災組織、民間企業対象）
・模擬Ｊアラート音声を使用した避難訓練（共通）

４　実施成果等

・訓練参加者からは「ミサイルの避難訓練は初めて参加した」「地震や火災と違って屋内に逃げ込むことを初めて知った」などの反響があった。また、参加した児童・学生からは「学んだことを家族にも伝えたい」との声もあり、訓練参加者家族への波及効果も期待される。
・訓練時は市町村に見学等を呼び掛け、訓練手法等を学んでもらうことで、市町村が自発的に訓練や住民啓発を行う環境を整備し、県民が避難行動を学ぶ機会が増えることを期待している。
・昨年度に引き続き、訓練が報道に度々取り上げられ、ミサイル発射時の避難要領が訓練参加者に限らず多くの県民の目に触れることとなった。

〔訓練の様子〕

ミサイル発射時の避難行動の説明
（若桜学園）

模擬Ｊアラート使用の屋内避難訓練
（八東保育所）

訓練状況のテレビ取材
（境夢みなとターミナル）

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第３６報）

令和７年４月２１日
原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は３月１９日）

１　島根原子力発電所１号機

廃止措置計画変更認可（第２段階への移行）：令和６年５月１７日
原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第２段階）の作業着手：令和６年５月２９日
現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。
以下のとおり、関係自治体職員が管理区域内の設備撤去の状況を確認した。

（１）日時　　４月１５日（火）午前９時～１１時
（２）確認者　　鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市等の職員
（３）確認内容　　制御棒による緊急停止ができない場合にホウ酸水（核反応を停止させる性質の液体）を原子炉内に注入するポンプの解体撤去作業

２　島根原子力発電所２号機（前回報告から変化なし）

（１）特定重大事故等対処施設
原子炉設置変更許可：令和６年１０月２３日
設計及び工事の計画の認可申請：令和７年１月３１日

（２）長期施設管理計画
認可申請：令和６年７月３０日、審査会合：２回

※ 長期施設管理計画は、ＧＸ脱炭素電源法（令和５年５月３１日成立）による新制度に基づくもので、運転開始３０年以降、１０年以内ごとに認可が必要である。３０年を超えて運転するために認可が必要。

３　島根原子力発電所３号機

原子炉設置変更許可申請：平成３０年８月１０日（補正２回）、審査会合１２回。
安全対策工事完了予定：令和１０年度目途
４月３日に審査会合（１２回目）が開催され、審査スケジュールの変更及び事故シーケンス等（重大事故の進展シナリオ）の選定についての説明が行われた。
［中国電力］
・４月以降の説明スケジュール案について、２月７日の審査会合（１０回目）でのコメントを踏まえて変更し、基準地震動（地震による原子力施設で考えられる最大の揺れ）設定の前提となる敷地の地質・地質構造の審査後に基準地震動の説明を行うこととした。
・前回審査会合までに説明したＰＲＡ（確率論的リスク評価）の結果を踏まえて、重大事故等対策の

有効性を評価するために、重大事故に至る事故シーケンスをグループ化し、各グループから重要事故シーケンスを選定した結果を説明した。

［原子力規制庁］

・特段の指摘はなかった。

４　島根２号機の安全対策に係る本県の意見に対する中国電力からの回答（添付１参照）

令和６年１２月１９日に米子市及び境港市と連名で中国電力に提出した特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（３系統目）に係る事前報告への回答（添付２参照）に対して、中国電力から回答を受けた。

（１）日時　３月２７日（木）午後３時４０分～４時

（２）場所　第４応接室（本庁舎３階）

（３）対応者　平井知事、伊木米子市長（Ｗｅｂ）、伊達境港市長
中国電力　北野副社長　他

（４）中国電力からの回答に対する知事の主なコメント

・中国電力の回答は基本的に我々の意見である８項目に沿ったものと理解した。

・回答にもあるように、機器を扱う人の研修等、人的対応をしっかりと行っていただきたい。

・財政措置について、結論に向けて精力的な検討をお願いしたい。

【添付資料】

添付１　「島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（回答）」 に対する回答について ［中国電力］

添付２　島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（回答）［鳥取県・米子市・境港市］

（添付１）

島原本広第８４３号
２０２５年3月２７日

鳥 取 県 知 事
平　井　伸　治　様

米　子　市　長
伊　木　隆　司　様

境　港　市　長
伊　達　憲太郎　様

中 国 電 力 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員
中　川　賢　剛

「島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（回答）」
に対する回答について

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和６年１２月１９日第 202400233956 号、防起第 1798 号－1、発境防第 1767 号に対し、下記のとおりご回答いたします。

記

１．原子力規制委員会の審査に適切に対応することはもとより、これらの当社の取り組みを、鳥取県、米子市および境港市や地域の皆さまに、核物質防護の観点を考慮しつつ、わかりやすく丁寧にお伝えしてまいります。

２．特重施設等につきましては、設計及び工事計画認可申請の審査に適切に対応しながら、設置期限までに完了できるよう鋭意工事を進めてまいります。

また、５年間の経過措置期間の対応の如何にかかわらず、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制や手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に対応できる力量の確保など、人的対応についての取り組みも継続的に行ってまいります。

３．特重施設等の設置に際しましては、引き続き安全確保を第一に設置工事を進めてまいります。

また、特重施設等に関する情報については、厳重に管理してまいります。

４．島根原子力発電所の安全確保に万全を期すとともに、安全協定の趣旨を踏まえ、誠意を持って対応してまいります。

５．実施組織や要員の常時確保に係る体制や手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に対応できる力量の確保など、新規制基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含め、人的対応についての取り組みを継続的に行ってまいります。

また、協力会社を含めた原子力安全文化醸成に向けた様々な取り組みも継続的に行ってまいります。

６．テロ攻撃については、警察庁、海上保安庁、自衛隊とも緊密な連携を図り、常時、侵入防止や警戒等の措置を実施し、また、発電所の制御システムは、ファイアウォール等により多重に防護する等、ソフト・ハードの両面にわたり、万全な対策を講じております。

武力攻撃およびサイバー攻撃への対応を含め、安全性向上に必要な知見があれば、適切に反映してまいります。

また、設備に対する被害が想定される場合は、自らの判断で発電所を停止することも含め、適切に対応してまいります。

７．当社はこれまでも、周辺地域も含めた地元での調達に積極的に取り組んでおりますが、地元企業への発注や宿泊施設の利用等を通じて、引き続き地域経済の発展に貢献してまいります。

８．当社はかねてから、万一の緊急時における避難退域時検査や緊急時モニタリング、避難行動要支援者の避難支援等に対応できるよう、社内体制の整備や福祉車両の確保と地域配備等を実施した上で、関係自治体主催の訓練にも参加させていただき、関係機関との連携強化を図っており、引き続き住民避難対応に事業者として最大限対応してまいります。

原子力防災対策の財源につきましては「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定」により一定の継続性をもった協力をさせていただいておりますが、新たな財源負担に関するご要望を踏まえて、鳥取県、米子市および境港市への協力について引き続き協議を進めさせていただきます。

以　上

（添付２）

第 ２０２４００２３３９５６ 号
防起第１７９８号－１
発境防第１７６７号
令和６年１２月１９日

中国電力株式会社
　代表取締役社長　中川　賢剛　様

鳥取県知事　　平 井　伸 治

米 子 市 長　　伊 木　隆 司

境 港 市 長　　伊 達　憲太郎

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（回答）

島根原子力発電所２号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（３系統目）（以下「特重施設等」という。）について、平成２８年４月２８日付島原本広第９０号、同第９１号及び同第９２号で報告のあったこのことについては、下記のとおり意見を提出するので、安全を第一義として、責任ある対応を行うよう強く求めます。

なお、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）として、地域住民の安全を確保するため厳正に監視及び確認を続けることとし、万が一の時は緊急停止を求めることも辞さず、今後とも専門家の意見を踏まえ安全協定の趣旨に則り必要な意見を提出し所要の措置を求めていくこととしますので、貴社におかれては、島根原子力発電所２号機について、万全の技術と識見を駆使することはもとより安全文化を実践し不断に安全を追求することが不可欠であることを深く自覚し、鳥取県等の意見等に則り、十全の安全対策を遺漏なく完遂されますよう要求します。

記

１　原子力規制委員会が今後行う設計及び工事計画認可、保安規定、原子力規制検査等の所要の法令上の一連の手続きに真摯に対応し、その状況について、鳥取県等に対して分かりやすく迅速かつ丁寧に説明するとともに、地域住民に対して説明責任を十分に果たし理解を得ること。

２　特重施設等の設置については、安全対策をさらに向上させる観点から、５年間の経過措置期間にかかわらず速やかな設置を求める。その間、重大事故等対処設備で代替する場合に備えての手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練の実施に努め、信頼性の向上を図ること。

3　特重施設等の設置工事に際しては、安全を第一義として、事故防止に努めること。また特重施設等に関する情報については、対策の実効性を確保するため厳重に管理を行うこと。

4　特重施設等の設置については、引き続き必要に応じ安全確保上の意見を述べることとする。また、地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があれば、安全協定に基づき立入調査及び措置要求を行うので、円滑な行使を保証すること。

5　住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承など組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策（新規制基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含む。）も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制の確立と協力会社も含めた社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むとともに、最新の知見を安全上の対策に反映していくこと。

6　テロ攻撃については、警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関と緊密な連携を図り、ハード・ソフト両面にわたり万全な対策を講じること。テロ攻撃の兆候が察知された場合などにあっては、国の原子炉運転停止命令に従うとともに、緊急を要する場合には、国からの命令を待たず自らの判断で直ちに原子炉の運転を停止すること。

7　島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、米子市及び境港市の人的資源及び企業の活用を図ること。

8　鳥取県等が行う原子力防災対策は相当な規模で長期にわたるものであり、誠意をもってこれに協力するとともに、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、立地自治体と同様の財源負担を鳥取県等に行うこと。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和７年４月２１日
危機対策・情報課

【新規分】

主務課	業務名	業務場所	契約の相手方	契約金額	業務期間	契約年月日	業務内容	摘要
危機対策・情報課	鳥取県防災情報ポータルサイト構築・運用保守業務 （委託）	鳥取県庁第二庁舎ほか	株式会社アピオン 代表取締役　山本庄英	（当初）96,800,000円 （変更1回）100,350,000円	令和6年3月29日 ～ 令和12年3月31日	（当初） 令和6年3月29日 （変更１回） 令和7年3月24日	【業務概要】 鳥取県防災情報ポータルサイトの構築および構築に伴うサーバー・操作端末・ネットワーク機器等の設置。	